

# 苅田港(本港地区)航路(-13m)[暫定-12m]浚渫工事(潜水探査含む)のお知らせ

次のとおり苅田港(本港地区)航路(-13m)[暫定-12m]の潜水探査及び浚渫工事を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事へのご協力をお願い致します。

## 1. 工事期間及び作業時間

平成29年度	7月	8月	9月	10月	11月
潜水探査				一時移設	復旧
灯浮標移設・復旧 (第六号灯浮標)					
浚渫工事					

## 2. 工事場所 …図-1参照

## 3. 工事概要

- 潜水探査による磁気異常物を除去後、ポンプ浚渫船にて浚渫を行います。
- 潜水探査は、潜水士船(最大6隻)から各々潜水士が1名入り、簡易探査機を使用して探査区域を移動しながら作業します。
- 浚渫作業は、ポンプ浚渫船(1隻)により浚渫します。浚渫土砂は排砂管にて新松山地区処分場へ排送し、土捨てます。排送・土捨するため、図-1に示すルートで排砂管(海底管)を海底に敷設します。
- 苅田港第六号灯浮標は、浚渫工事期間中に航路法線平行に沖側へ約200m一時移設する予定です。なお、同海域の浚渫終了後、現状位置に復旧します。

## 4. 工事の安全対策等

- 共通事項
  - 潜水探査および浚渫作業中は、標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船を3隻(うち1隻は指揮船[国際VHF装備])を配備します。
  - 作業中、退避対象船が航行する場合は、必要な可航幅もしくは操船水域が確保できるよう作業船を退避させます。
- 潜水探査
 

潜水探査作業中は潜水士船に国際信号旗「A旗」を表す信号板を掲げ、探査区域の四隅に儀ブイを設置し安全を図るとともに、潜水作業中であることを明示します。(図-2参照)
- 浚渫工事
  - 作業船に海上衝突予防法の規定による操縦性能制限船の形象物を掲げます。

## 5. 航行船舶へのごお願い

本工事区域付近を航行する船舶は、作業船の退避又は行会い調整をする必要があるため、以下のご協力をお願いします。

- 苅田港へ入出港する船舶(小型船舶[20総トン未満]や港内交通船を除く)は、入港の場合は、**港界(7・8号ブイ付近)通過時刻**の、出港の場合は**離岸時刻の2時間前までに、「1. 船名、2. 全長、3. 入出港予定時刻」**を苅田港整備航行安全支援業務室へ**連絡**願います。
- 入出港予定時刻の**30分前**に、再度、入出港予定時刻を**連絡**願います。
- 連絡内容に**変更**があった場合には、その都度**連絡**願います。  
**※潜水作業の安全上、退避に要する時間が必要なため、急な予定の変更には対応出来ない場合があります。**
- 500 総トン以上の大きさの船舶同士が作業区域付近の航路内で行会わないようご協力をお願いします。
- 500総トン未満の大きさの作業区域付近を航行する船舶は、航路外の可航水域の航行をお願いします。  
なお、500t未満の船舶において航路を航行希望する場合は、行会い調整の対象となります。

付近を航行するVHF装備船舶は、**常時VHF16ch**を聴取して下さい。VHFで警戒船を呼び出すときは「**苅田港整備の警戒船**」と呼びかけてください。

作業情報を得ようとする場合は、**苅田港整備航行安全支援業務室**にご照会願います。

なお、航路外の海底排砂管敷設箇所(図-5参照)は一部海図水深より浅くなる(0.6~1.0m程度)ためご留意願います。

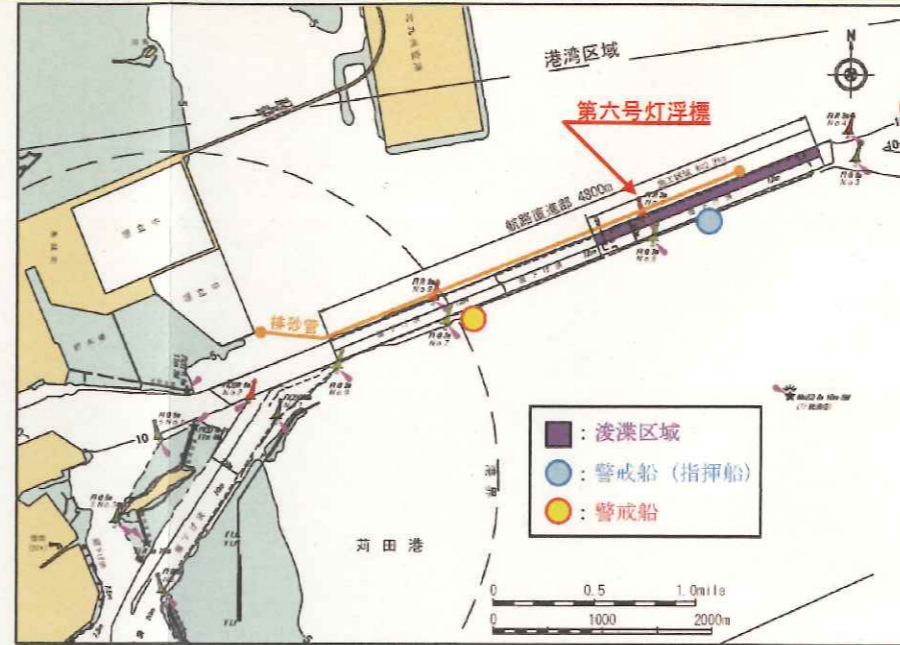


図-1 工事区域位置図(本航路直線部)

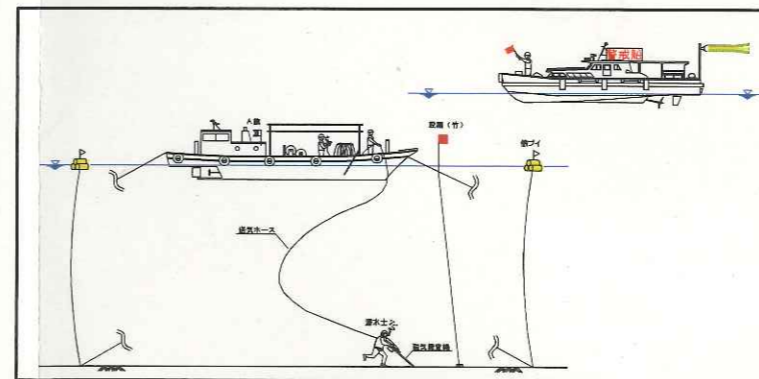
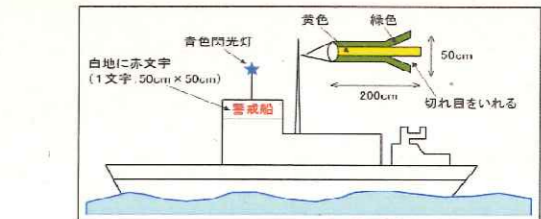


図-2 潜水探査状況概念図(側面図)



警戒船イメージ図

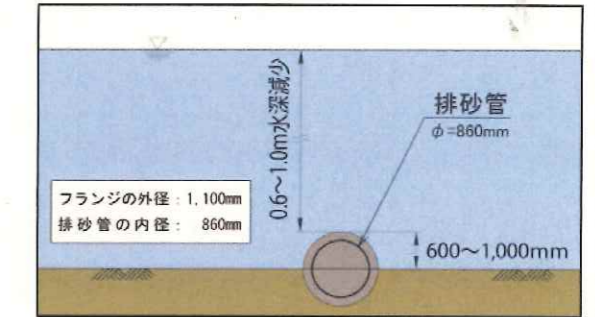


図-5 海底排砂管敷設状況図(断面図)

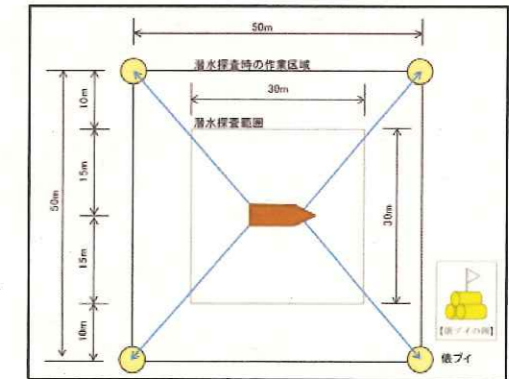


図-3 潜水探査状況概念図(平面図)

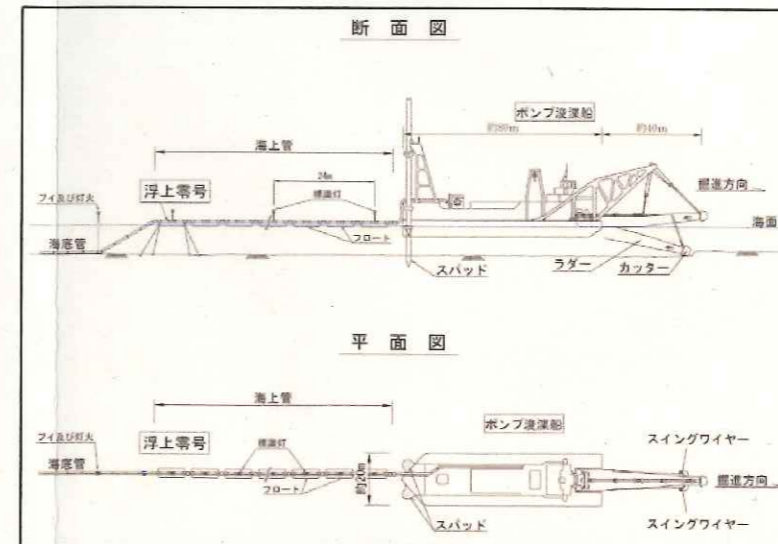


図-4 浚渫状況概念図(ポンプ浚渫船)

苅田港へ入出港する船舶(小型船舶[20総トン未満]や港内交通船を除く)は、入出港予定の情報を下記の「**苅田港整備航行安全支援業務室**」までご提供宜しくお願いします。

**苅田港整備航行安全支援業務室**  
 TEL 093-383-7908  
 090-9794-3231 (携帯)  
 FAX 093-383-7918  
<http://seikaibo.ecweb.jp/kanda/>

**事業者:国土交通省**  
 九州地方整備局 苅田港湾事務所  
 TEL 093-436-0583  
 FAX 093-435-2005